

合意内容

- ①納税資金を拠出する為、H29年3月中に自宅本社不動産売却
- ②法人へ本社立退料を3500万円支払
- ③法人への個人貸付金3億円を相続後全額免除
- ④法人の株式を全株、会社を引き継ぐ専務（番頭）へ無償譲渡
- ⑤相続税・所得税等を最少にすることを最優先させる

事例の経過

H28.6.9 (木) 相続発生 ⇒ 提携している税理士より携帯電話へTEL
 H28.6.10(金) 会社訪問 ⇒ 相続内容のヒアリング

- ①被相続人 田中浩氏 60歳
- ②職業 社長（食品製造販売業）
- ③死因 心筋梗塞により即死
- ④相続人 **不明**だが敵対株主田中清氏の可能性あり（内妻あり）
- ⑤相続財産 推定3~5億円
- ⑥その他 生前に専務（番頭）が遺言の存在を聞いていた

H28.6.15 お通夜
 H28.6.20 養母・内妻様と面会
 H28.6.29 メガバンク系信託銀行にて遺言の開示 ⇒ 養母、内妻100%の遺言内容に不服のため良好関係決裂
 H28.7.8 養母、代理人 S 弁護士と面会 ⇒ 遺留分請求の可能性を打診される
 H28.7.13 内妻様と相続手続き開始 ⇒ 通帳・証券報告書・ヒアリングにより財産推定
 H28.7.27 内妻様へ代理人 I 弁護士紹介
 H28.7.28 専務（番頭）へ代理人 H 弁護士紹介
 H28.8.3 第一回相続協議（代理人弁護士3名、税理士2名） ⇒ 養母は底地の相続希望・相続税試算後協議
 H28.9.13 第二回相続協議（代理人弁護士3名、税理士2名） ⇒ 納税資金1.2億円不足と判明 本社・自宅不動産売却により納税方針協議
 H28.10.11 所得税準確定申告 ⇒ 約2,000万円申告納税
**H28.10.28 相続に関する基本合意締結 ⇒ 法人へ本社立退料3,500万円支払う事・個人貸付金3億円免除等で合意
 本社・自宅不動産売却に関するアドバイザー契約締結 ⇒ 最低入札価額2.35億円・29.3.31決済
 入札及び買受者の決定 ⇒ 約3.4億円で売却決定**
 H28.11.15
 H28.11.30 法人本社移転
 H28.12.2 本社・自宅不動産売買契約締結 ⇒ 手付金10,000千円受領 ⇒ 立退料10,000千円支払い
 H28.12.15 相続に関する最終合意 ⇒ 相続税を最少にするため、本社・自宅用地のみ内妻相続、その他遺贈放棄
 H29.1.10 本社・自宅不動産売却に関する内金10,000千円受領 ⇒ 立退料10,000千円支払い
 H29.3.30 本社・自宅不動産売却に関する残金320,000千円受領 ⇒ 立退料15,000千円支払い
 H29.4.7 相続税申告・納税 ⇒ 相続税額240,000千円納税
 H29.9.30 養母死去
 H30.3.15 本社・自宅不動産売却に関する所得税申告・納税 ⇒ 所得税住民税額 40,000千円納税

相続に関する最終合意締結 (H28.12.15)



合意内容

相続税を最少（手残り最大）にするため、**自宅本社不動産のみ内妻相続**



⇒内妻は遺言による相続を自宅本社不動産以外、全面的に放棄

⇒2割加算を回避し、自宅本社不動産の売却資金を獲得する

⇒2割加算を回避することで、**相続税支払いを約6千万円削減**

| 相続財産 | 評価額 | 養母  | 内妻  |
|-----------------|-----------------|--|--|
| 土地（自宅本社） | 8000万円 | | 8000万円 |
| 土地（養母底地） | 5000万円 | 5000万円 | |
| 家屋（自宅） | 2000万円 | 2000万円 | |
| 上場株式等 | 1億0000万円 | 1億0000万円 | |
| 預貯金 | 1億1000万円 | 1億1000万円 | |
| 貸付金 | 3億0000万円 | 3億0000万円 | |
| 借入金等 | △2000万円 | △2000万円 | |
| 純財産 | 6億4000万円 | 5億6000万円 | 8000万円 |
| 相続税 | 2億6000万円 | 2億2000万円 | 4000万円 |

相続に関する最終合意締結 (H28.12.15)

| 相続資金細目 | 養母  | 内妻  | 法人 |
|------------|--|--|--------|
| I 相続流動資産 | | | |
| 有価証券等 | 1億0000万円 | | |
| 預貯金等 | 1億2000万円 | | |
| 葬式費用等 | △1000万円 | | |
| 代償金 | 1000万円 | △1000万円 | |
| ①小計 | 2億2000万円 | △1000万円 | 0 |
| II 自宅本社売却 | | | |
| 売却代金 | | 3億4000万円 | |
| 本社立退料 | | △3500万円 | 3500万円 |
| 仲介手数料等 | | △1200万円 | |
| 譲渡所得税等 | | △5000万円 | |
| ②小計 | 2億2000万円 | 2億4300万円 | 3500万円 |
| ③相続税 | △2億2000万円 | △4000万円 | |
| ④養母底地評価 | 1億0000万円 | | |
| ⑤合計①+②-③+④ | 1億0000万円 | 2億0000万円 | 3500万円 |

⇒養母の遺留分3分の1を税引き後資金で確保！

本件相続に関する失敗内容

(1) 円満な相続を果たせなかったこと

⇒ 養母は争族争いが心痛で、持病の心臓病により半年後死去



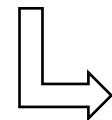
(2) 遺言の作成方法 (H23.3.29作成)

① 唯一の相続人の養母を対象としなかったこと・・・なぜか？

② 養母より先に亡くなった場合の養母マンション底地の取扱

③ 法人を遺言の対象にしたこと

④ 専門家への**相続対策**に関する相談、遺言の定期的な見直しをしなかった事



分割対策・納税対策・節税対策

(3) 会社への個人貸付金3億円

⇒ 生前に放棄等対策しておけば、約1.5億円の相続税節税

まとめ：失敗を成功に導いた秘訣！

1

現実的な対応を迅速におこなったこと

⇒申告期限内の最終合意・不動産売却及び納税を各専門家と連携対応

2

3者の共通認識の相互共有

⇒手残り資金を最大化させるために、遺贈の放棄等の大胆な対応実施

⇒大局観をもって、3者が合意することを優先させて譲り合い

3

会社への個人貸付金3億円・法人株式の処理スキーム

⇒一般社団法人等を設立し、貸付放棄に関する課税回避及び株式譲渡

事例の経過

| | | |
|-------------|--|--|
| H28.6.9 (木) | 相続発生 ⇒ 提携している税理士より携帯電話へTEL | ①被相続人 田中浩氏 60歳 ②職業 社長（食品製造販売業） ③死因 心筋梗塞により即死 ④相続人 不明 だが敵対株主田中清氏の可能性あり（内妻あり） ⑤相続財産 推定3~5億円 ⑥その他 生前に専務（番頭）が遺言の存在を聞いていた |
| H28.6.10(金) | 会社訪問 ⇒ 相続内容のヒアリング | |
| H28.6.15 | お通夜 | |
| H28.6.20 | 養母・内妻様と面会 | |
| H28.6.29 | メガバンク系信託銀行にて遺言の開示 ⇒ 養母、内妻100%の遺言内容に不服のため良好関係決裂 | |
| H28.7.8 | 養母、代理人 S 弁護士と面会 ⇒ 遺留分請求の可能性を打診される | |
| H28.7.13 | 内妻様と相続手続き開始 ⇒ 通帳・証券報告書・ヒアリングにより財産推定 | |
| H28.7.27 | 内妻様へ代理人 I 弁護士紹介 | |
| H28.7.28 | 専務（番頭）へ代理人H弁護士紹介 | |
| H28.8.3 | 第一回相続協議（代理人弁護士3名、税理士2名） ⇒ 養母は底地の相続希望・相続税試算後協議 | |
| H28.9.13 | 第二回相続協議（代理人弁護士3名、税理士2名） ⇒ 納税資金1.2億円不足と判明 本社・自宅不動産売却により納税方針協議 | |
| H28.10.11 | 所得税準確定申告 ⇒ 約2,000万円申告納税 | |
| H28.10.28 | 相続に関する基本合意締結 ⇒ 法人へ本社立退料3,500万円支払う事・個人貸付金3億円免除等で合意 本社・自宅不動産売却に関するアドバイザー契約締結 ⇒ 最低入札価額2.35億円・29.3.31決済 | |
| H28.11.15 | 入札及び買受者の決定 ⇒ 約3.4億円で売却決定 | |
| H28.11.30 | 法人本社移転 | |
| H28.12.2 | 本社・自宅不動産売買契約締結 ⇒ 手付金10,000千円受領 ⇒ 立退料10,000千円支払い | |
| H28.12.15 | 相続に関する最終合意 ⇒ 相続税を最少にするため、本社・自宅用地のみ内妻相続、その他遺贈放棄 | |
| H29.1.10 | 本社・自宅不動産売却に関する内金10,000千円受領 ⇒ 立退料10,000千円支払い | |
| H29.3.30 | 本社・自宅不動産売却に関する残金320,000千円受領 ⇒ 立退料15,000千円支払い | |
| H29.4.7 | 相続税申告・納税 ⇒ 相続税額240,000千円納税 | |
| H29.9.30 | 養母死去 | |
| H30.3.15 | 本社・自宅不動産売却に関する所得税申告・納税 ⇒ 所得税住民税額 40,000千円納税 | |

税理士法人タクトコンサルティング 税理士

TEL : 03 (5208) 5400 E-mail : kawashima@tactnet.com

【略歴】

平成14年 新電元工業株式会社入社

平成21年 辻・本郷税理士法人入社

平成25年 株式会社タクトコンサルティング

【主な職歴】

(1) 組織再編成コンサルティング

①鉄鋼業を業とする親会社と100%子会社を適格現物分配により欠損金20億円の引継処理

②印刷業を業とする会社から100%子会社を適格新設分割により設立処理

(2) 相続関連業務

相続税／贈与税申告

(3) 連結納税申告

連結対象企業11社を有する貿易商社（連結売上高500億円・従業員1,000人）

主に連結子会社の決算・中間決算時の税金計算及び連結決算作業に従事

(4) M&A財務デューデリジェンス

秋田県内の不動産賃貸業を営むグループ2社の経営統合コンサルに際して、株式移転によるホールディング化実行のための、財務デューデリジェンスおよび株式価値の算定業務

(5) 企業再生支援業務

①(株)企業再生支援機構（現地域経済活性化支援機構）

②東日本大震災事業者再生支援機構（福島県内高級家具販売業 売上2億円）